

平成 27 年度決算に基づく

島原市資金不足比率審査意見書

島原市監査委員





28 島 監 第 17 号
平成 28 年 8 月 22 日

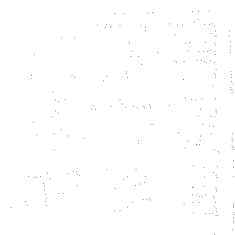
島原市長 古川隆三郎 様

島原市監査委員 山 崎 黄 洋
島原市監査委員 濱 崎 清 志



平成 27 年度決算に基づく資金不足比率
の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 27 年度決算に基づく資金不足比率について審査したので、意見を付して送付します。



平成 27 年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

平成 27 年度 島原市水道事業会計資金不足比率
同 島原市温泉給湯事業特別会計資金不足比率

なお、島原市島原都市計画事業安中土地区画整理事業特別会計については、平成 26 年度末をもって廃止となっている。

第 2 審査の期間

平成 28 年 8 月 10 日から平成 28 年 8 月 18 日まで

第 3 審査の方法

審査に付された資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類と照合し、必要に応じて関係職員の説明を聴取して、計数の検証を行った。

第 4 審査の結果

資金不足比率は、関係法令に準拠して作成され、その計数も正確であり、適正に作成されていると認めた。

審査の概要と意見については、後述のとおりである。

(単位 %))

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
温泉給湯事業特別会計	—	

備考 資金不足比率の算定において、資金不足額がない場合は、「—」を記載した。

第5 各事業会計の資金不足比率の概要及び意見

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模（料金収入の規模）に対する比率であり、資金不足額は、法適用の公営企業においては、流動負債等の額から流動資産等の額を控除した額を基本として算定され、また、法非適用の公営企業は、実質赤字額と事業規模で算定される。

各事業の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{水道事業会計資金不足比率 (法適用)} = \frac{\text{流動負債等} - \text{流動資産等}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{温泉給湯事業会計資金不足比率 (法非適用)} = \frac{\text{各会計の実質赤字額}}{\text{事業規模}}$$

1 水道事業会計資金不足比率

水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円・比率 %・△印 減)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
資金不足額 A(a-b)	△ 629,930	△ 485,732	△ 144,198
流動負債等 a	202,095	147,490	54,605
流動資産等 b	832,025	633,222	198,803
事業規模 B	676,295	670,042	6,253
資金不足比率 A/B	—	—	

水道事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△629,930千円となり資金不足額が発生していないため、資金不足比率は生じていない。

2 温泉給湯事業会計資金不足比率

温泉給湯事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円・比率 %・△印 減)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
資金不足額 A(a-b)	△ 5,266	△ 7,985	2,719
歳出額等 a	662,404	445,217	217,187
歳入額等 b	667,670	453,202	214,468
事業規模 B	70,635	71,196	△ 561
資金不足比率 A/B	—	—	

温泉給湯事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△5,266千円となり資金不足額が発生していないため、資金不足比率は生じていない。

第6 意見・要望

各公営企業会計の資金不足比率は、資金不足額が発生していないため生じていない。しかし、温泉給湯事業会計においては、一般会計からの繰入があるゆえの黒字であることから、各公営企業会計においては、今後も経営の健全化に努められたい。